

エジプトにおけるスエズ運河特別経済区について

(2016年8月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

カイロ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）カイロ事務所が現地法律事務所 **Riad & Riad Law Firm** に作成委託し、2016年8月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび **Riad & Riad** は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **Riad & Riad** が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・カイロ事務所
E-mail：CAR@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

1. イントロダクション.....	1
2. SCZone のボーダー.....	1
3. スエズ運河経済地区庁.....	2
4. スエズ運河経済地区庁の取締役会.....	3
5. 許認可.....	5
6. 税関と課税.....	5
7. SCZone 内でのプロジェクトの設立.....	6
8. 投資インセンティブ・保証.....	6

エジプトにおけるスエズ運河特別経済区について

1. イントロダクション

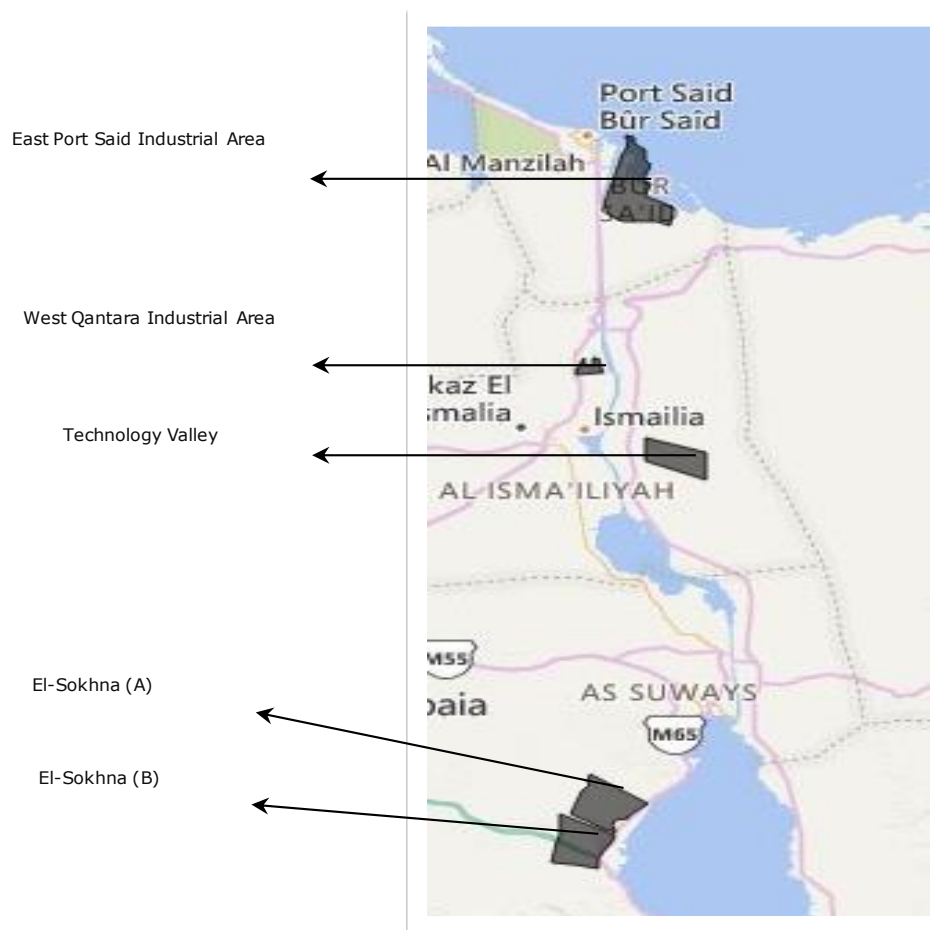
新スエズ運河の開通式の3日後の、2015年8月9日、シシ大統領は大統領令2015年330号法(“SCZone法”)を公布し、スエズ運河に隣接する地区を“スエズ運河特別経済区”とすると制定した。同地区を規制するのは、特別経済区について定めた2002年83号法(特別経済区法または2002年83号)および、首相令2002年1625号として公布された同施行規則である。

2. SCZoneのボーダー

SCZone法によれば、スエズ運河特別経済区は5つの地理的位置と6つの海港を含む、面積460.2平方キロメートルの地区と規定されている。

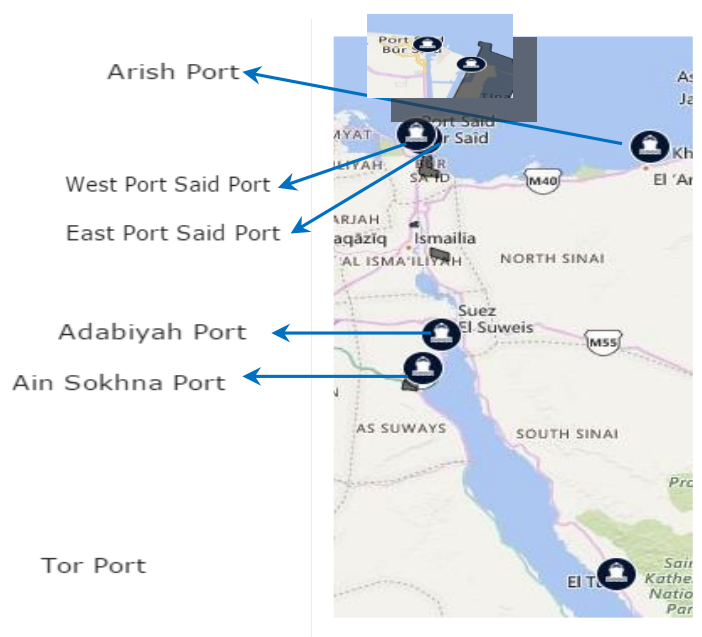
5つの地理的位置とは、以下のことを指す。

- ①イースト・ポートサイド工業地帯
- ②ウエスト・カンタラ工業地帯
- ③テクノロジーバレー
- ④エル・ソフナA
- ⑤エル・ソフナB



6つの海港とは、以下のことを指す。

- ①ウエスト・ポートサイド港
- ②イースト・ポートサイド港
- ③エル・アダビヤ港
- ④エル・アイン・エル・ソフナ港
- ⑤エル・アリーシュ港
- ⑥エル・トール港



3. スエズ運河経済地区庁

2002年83号法（特別経済区法）によると、特別経済区は首相令で設立される官庁によって管理され、内閣に付属する。同官庁の任務は、特別経済区の運営と規制である。監督官庁は特別経済区と同じ名前を冠することとし、同庁本部は同地区内に設けるか、またはそれに付属する地区内に設ける。

2015年8月19日、首相は2015年2282号法を公布し、スエズ運河経済地区庁（General Authority for the Economic Zone of the Suez Canal）をSCZoneの管理機関として設立することを規定した。2003年に設立された北西スエズ経済地区庁は、スエズ運河経済地区庁に置き換えられる。

北西スエズ経済地区は、2002年83号法の施行において、エジプトで初めて設置された特別経済地区である。大統領令2003年35号法に基づき、第1フェーズとして90平方キロメートルにわたる地区に設置された。同地区はその後、大統領令2007年41号法に基づき9万6,666平方キロメートルまで拡張された。北西スエズ経済地区庁も、同じく大統領令2003年35号法にて設立された。

スエズ運河経済地区庁の設立を規定した首相令2015年2282号によれば、SCZoneの境界内で政府が所有しているすべての土地・建物は、法的な手続きの必要なしに同庁に移管される。これらの土地・建物にかかわるすべての権利・義務は同庁に付与される。SCZone法で規定された6つの海港についての権利・義務も、同庁に付与される。

2002年38号法によれば、スエズ運河経済地区庁の目指すところは投資誘致、農業・工業・サービス業において競争力のあるプロジェクトの設立、国際貿易におけるエジプトのシェアの拡大である。これらの目標達成の為に、同庁はその義務を最高の国際水準に沿って遂行し、行政機関を統合し、最高の技術と仕様に沿ったサービス・インフラを提供し、必要なインセンティブと免除を適用し、訓練された労働力を提供することが期待されている。

2002年83号法によれば、スエズ運河経済地区庁はその目標達成のために必要な権限を持っている。その権限とは以下の通り。

- ・官庁を規制する法律の支配を受けず、独立した予算を持つこと。
- ・コンサルタント、従業員、役員等の金銭的扱いに関する法的制約に縛られることなく、海外および現地の専門家を雇用すること。
- ・境界内でのプロジェクト運営にかかわる関連法・制度、具体的にいえば、会社法1981年159号および商業登録法1976年34号を執行する唯一の管理機関であること。SCZoneは同地区内の会社設立と、会社の登録について承認する独占的な資格を有する。
- ・SCZone内に設立される企業、プロジェクトに対し、規制・行政サービスを提供するワンストップショップを設立すること。
- ・1社またはそれ以上の主要なディベロッパーと、SCZoneの設立・開発に参画すること。
- ・SCZoneの内部インフラ工事を執行する、またはそのようなタスクに加え、マーケティング、投資誘致活動を実施する主要ディベロッパーを1社またはそれ以上任命すること。

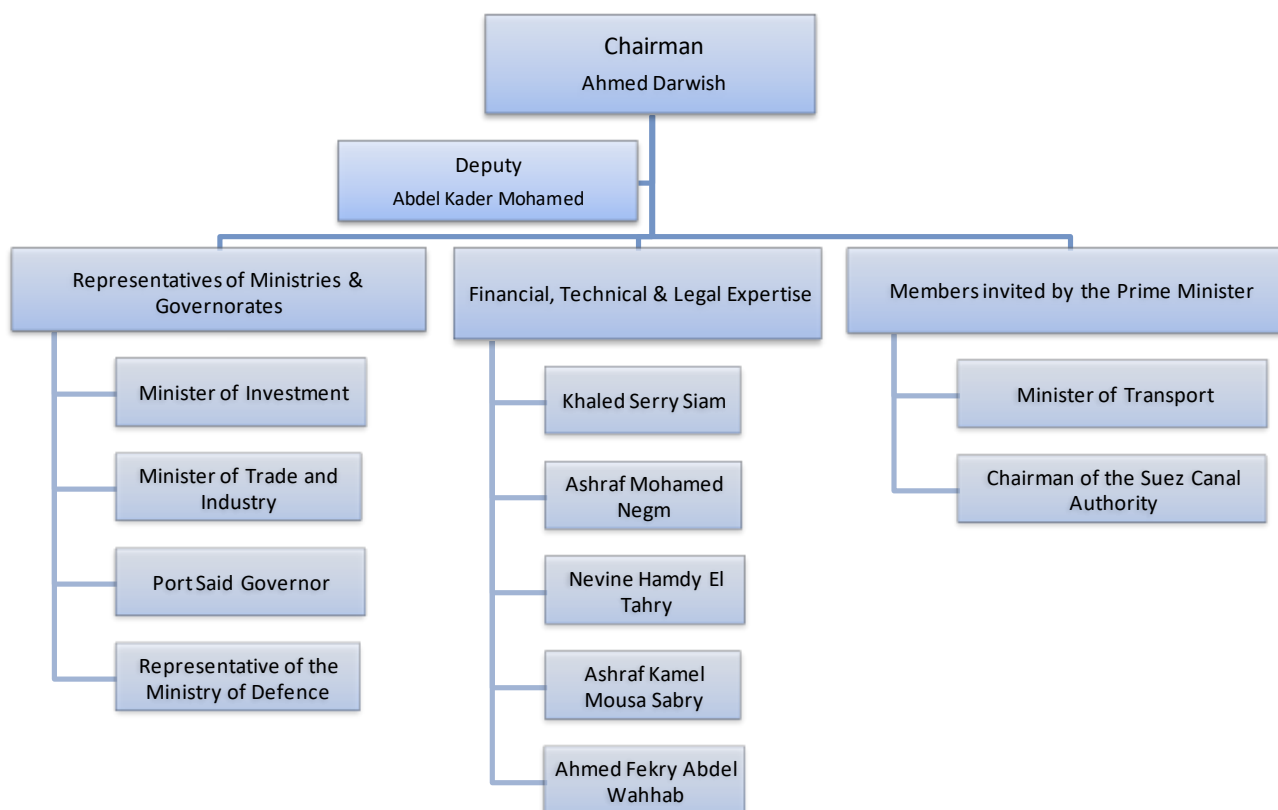
4. スエズ運河経済地区庁の取締役会

2002年38号法に規定の通り、スエズ運河経済地区庁は、大統領令により任期3年で任命される総裁および、1人またはそれ以上の副総裁を擁する。総裁は第3者および司法機関の前で同庁を代表し、取締役会による決定事項を遂行する。

取締役会は首相により任命され、総裁および副総裁(1人または複数)と9人のメンバーで構成される。メンバーのうち4人は関係省庁、行政区を代表する(中でも、特殊地区については、国防省が代表する)。メンバーのうち5人は金融、技術、法律の専門家とする。総裁は、関連する事項の議論についてはその他の省庁や行政区を招集できる。

スエズ運河経済地区庁は現在、大統領令2015年442号に基づきアハマド・マフムード・オスマン・ダルウィーシュ氏が総裁を、アブデル・カーデル・ムハンマド・アブデル・カーデル・ダルウィーシュ氏が任期3年で副総裁を務めている。

首相令2015年3300号には、スエズ運河経済地区庁の役員に関するリスト(下図参照)が記載されている。同法は後に首相令2016年193号により改正され、スエズ運河経済地区庁のすべての取締役会には運輸相とスエズ運河経済地区庁総裁の招待することが義務付けられた。



スエズ運河経済地区庁は、その目的を達成するため、SCZone 運営のための総合政策を制定する所管官庁である。取締役会は、任務を果たすのに必要とされるすべての関係大臣（国防相、内務相、外務相および法務相を除く）、行政区長、公務員によって代表される。取締役会は以下についての法的資格を有している。

- a. 国際標準を満たし、類似の経済地区に対し競争力を強化するような条件、基準、都市計画・建設・建築規制に関する特別ルールの設定
- b. SCZone 内のプロジェクトの許可のために満たすべき条件、基準の設定
- c. SCZone 内のプロジェクトが環境許可を得るために満たすべき条件、基準の設定
- d. 国際標準に沿った効率性を確保するための海港・空港運営にかかわるシステムの決定
- e. SCZone 内の労働・社会保障システムに関する制度の承認
- f. 訓練システム、計画の承認・実施
- g. SCZone から／への輸出入に関するシステム・手続きの設定
- h. 認証・公証人手続きの確実性・迅速性を確実にするためのシステムの設定
- i. 入札規則を含む、内部の財政、行政、技術規則の公布

5. 許認可

SCZone の取締役会は、SCZone 内のあらゆる種類のビジネス・活動の設立・運営のために必要とされるすべての許認可を発行する担当機関である。具体的に発行を担当するのは以下の許認可である。

- ・ 農業、工業、サービス業のプロジェクト
- ・ 土地の割り当て、建築および解体の決定
- ・ SCZone 内の建設許可、インフラ・公共法人の運営
- ・ 環境、衛生、安全の関連許可
- ・ スエズ運河経済地区庁の財政、行政、技術事項に係る内部規制・決定
- ・ 商業登録における会社の設立と登録
- ・ 学校および教育機関や病院、科学、調査、医療、文化センター設立の許認可

6. 税関と課税

特別経済地区の主な特徴の一つは、同地区がより柔軟で自立した特別な税関と課税システムを持つことである。

<特別税関システム>

SCZone は、財務相の承認を得た後、取締役会によって設置される特別税関システムを有する。

- a. 効果的・迅速なチェック・プロセス
- b. 国際貿易協定に基づいた明瞭で透明性のある査定ルール
- c. スリム化された通関手続き
- d. 1 か所での包括的で正確なラボチェック
- e. 原産地証明書の発行と確認についての正確・効果的な手続き
- f. 国内市場に輸入される製品の輸入構成比率を決定するための明快なルール

SCZone 内には、財務大臣の決定に基づき、特別な税関が設立される。この税関は、SCZone の総裁が設立する高等税関委員会の監視下におかれる。この委員会は、スエズ運河経済地区庁が制定する関連の方針や決定の実施を担当する。

<特別税制>

SCZone は、財務相の承認を得た後、取締役会により設定する特別税制を持つ。このシステムは以下を含んでいる。

- a. 納税申告および関連書類、財務分析に関する特別ルール
- b. SCZone の会計監査リストに登録が可能な監査によって満たされるべき条件・基準
- c. 税務調査ルール
- d. 控除と払い戻しシステム
- e. 税の決定および異議申し立てのルールと手順

高等税関委員会は財務相の承認の後に、SCZone 総裁の決定により設立される。同委員会は SCZone

の税制の執行の責任を負う。

7. SCZone 内でのプロジェクトの設立

SCZone 内でのプロジェクトは、スエズ運河経済地区庁から事前に書面にて入手した承認がなければ、設立ができない。プロジェクト設立の申請には、とりわけ以下の情報が含まれていなければならない。

- ・創設者と国籍
- ・プロジェクトの目的と投資額
- ・プロジェクトの法的形態と資本金
- ・プロジェクトの資金源
- ・国内または国外から要求されているプロジェクトの要件
- ・プロジェクトに必要な面積
- ・従業員数およびその国籍と職種
- ・プロジェクトの環境への影響
- ・その他に取締役会から求められた情報

プロジェクトは、エジプト会社法 1981 年 159 号にて提示されている、以下の法人形態のどれかをとる必要がある。

- ・株式会社
- ・有限会社
- ・合名会社
- ・シンプル・パートナーシップ
- ・リミテッド・パートナーシップ

プロジェクトは、特別経済地区内において、個人事業体または外国企業の支店という形態もとることができる。スエズ運河経済地区庁の取締役会は“associations of the companies”のモデル条項を発行し、設立完了に必要な書類を決定する。

8. 投資インセンティブ・保証

2002 年 83 号は特別経済地区内に設立されたプロジェクトに対する各種インセンティブや保証を規定している。

以上